

重要 重要

2025年度資料
2025年度用

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ



如果要全方面支援留学生活的话

留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。

全国共 1,181 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,181 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任

賠償責任

伤害・疾病

ケガ・病気

救助者费用

救援者費用

死亡・后遗症

死亡・後遺障害



団体优惠

30%
可用

団体割引 30% 適用



手续简单又方便！
请利用“**小犀牛学生保险网站**”。

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」をご利用ください。

●请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=003600Y>

Kyushu Institute of Technology

公益財団法人 日本国际教育支援协会

公益財団法人 日本国際教育支援協会

发生事故时的处理流程 事故の際のご対応について

1. 从（公益財団法人）日本国际教育支援协会官网下载《事故报告书》文档，填写事故情况。
（公財）日本国際教育支援協会 HP より、「事故報告書」ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。

※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上自动安心 110 号）“0120-720-110”。

注）因事故而拨打电话时，请告知「証券号码」・「事故の概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上自動安心 110 番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】

【事故報告書掲載 URL】

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件，以邮件形式发送到以下邮箱地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※ 邮件主题为“INSCLAIM 参保人编号”。（如不知道参保人编号，则无需填写。）
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※ メール の件名は「INSCLAIM 加入者番号」としてください。（加入者番号が不明な場合は、記入不要です。）
※ 入力は「英語」または「日本語」をお願いします。

【事故报告专用邮箱地址】

【事故報告専用アドレス】

〈赔偿责任〉〈賠償責任〉

〈其他（治疗费用等）〉〈その他（治療費用等）〉

insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作人员后，将由工作人员告知或寄送必要资料。

事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。

※ 本公司与您联系时，将使用“英语”或“日语”向您发送事故报告的邮箱地址发送邮件。（如果您的《事故报告书》为英语填写，则使用英语回复您的邮件。）
此时，本公司向您发送邮件的邮箱地址并非【事故报告专用邮箱地址】，敬请知晓。

※ 弊社よりご連絡をする場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。（英語で事故報告書を記載頂いた場合には、英語でメールをいたします。）

その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、【事故報告専用アドレス】とは異なりますので、ご注意ください。

① 事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故报告专用邮箱地址”取得联系。

② 保险金请求权存在时效（3 年），敬请知晓。

③ 受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，则所支付保险金金额有可能减少。

④ 受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。

⑤ 如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。

另，在您认可全部或部分损害赔偿赔偿责任时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承保公司认可，则有可能会减额支付保险金，敬请知晓。

⑥ 租户赔偿责任下，无和解谈判服务。请被保险人自行与受害人进行和解谈判。

① 事故的通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。

② 保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。

⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。

また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

⑥ 借家人賠償責任については、「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めて頂くこととなります。

参保注意事项 ご加入にあたってのご注意点

被保险人范围

本保险被保险人仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需要办理中途退保手续，届时请联系承保公司。）。

解约、契約内容変更、誤転账時の返還保険費の処理方式如下

在解约、契約内容変更或误转账情况下产生退还保险费时，东京海上自动将按照其规定的方式进行退还。如果因为保险费被误转账而发生退还保险费，或者转账目的地是日本以外的账户，客户需承担向客户账户转账所产生的转账手续费。如果转账手续费超过了退还保险费的金額，则不会退还保险费。

保险の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

解約・契約内容変更・誤振込時の返還保険料の取扱い

解約・契約内容変更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上自動の所定の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项 その他ご注意いただきたいこと

本保险服务是由以下保险公司提供的共同保险服务，东京海上自动火灾保险株式会社为其他承保公司代理、代行业务。

各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。

如需了解各承保公司的承保比率，请咨询（公益財団法人）日本国际教育支援协会。

〈承保公司〉東京海上自動火災保険株式会社（幹事机构保険公司） 爱和谊日生同和财产保険株式会社 損保 japan 株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上自動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については（公財）日本国际教育支援協会にご確認ください。

〈引受保険会社〉東京海上自動火災保険(株)（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。

参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。

有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。
このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。

本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益財団法人）日本国际教育支援协会、被保险人仅限（公益財団法人）日本国际教育支援协会赞助会员大学的在校学生。保单请求权、保险合同解除权等权利原则上为（公益財団法人）日本国际教育支援协会所有。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国际教育支援協会を契約者とし（公財）日本国际教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国际教育支援協会が有します。

关于 Web 注册手续的常见咨询，在右侧的 URL 和 QR 码上发布，请您查看。

Web 加入手続きに関するよくあるご照会を右記の URL ・QR コードに掲載していますのでご確認ください。

<https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>



<其他 关于普通咨询>

非事故報告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

<その他 一般的なご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」をお願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

【咨询专用邮箱】【照会アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处
お問合せ先

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
Inbound futai-gakuso 查询窗口
東京海上自動火災保険株式会社 インバウンド付帯学総 照会窓口

【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

※ 在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上自动安心 110 号）“0120-720-110”。
※ 日语版以外に英語版、中国語版（日本語版）のパンフレットをご用意しております。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上自動安心 110 番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。
※ 事故の発生時の対応は、「事故の概要」をお伝えください。

【普通咨询】【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

代理店
取扱代理店

Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd.
東京海上自動あんしんコンサルティング(株)

〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo
東京都中央区新川 1-8-6 秩父ビルディング 6 階

承保公司
引受保険会社

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
（负责部门及分公司）Financial Institutions & Government
Sector Division/Fukuoka Chuo Branch
東京海上自動火災保険株式会社（担当課支社）福岡支店 金融公務チーム

〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 7F, Tsunaba-machi, Hakata-ku,Fukuoka-shi,Fukuoka
福岡市博多区綱場町 3-3 福岡東京海上自動ビル 7 階

为您的学生生活提供多方面支援！
学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要》。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任

骑自行车撞伤行人时。

個人賠償責任 自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）^(※1)后，在国内外造成破坏或被盗等，依法承担损害赔偿任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（※1）手机、智能手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等物品不包括在托管物品内。

※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致事故不在补偿范围内。

※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。

※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（※1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

附带和解谈判服务！
示談交渉サービス付き！



2 死亡・后遗症

发生不幸或出现后遗症时。

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时，学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治疗费用

学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。

治療費用^{(※1)(※2)} 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分^(※3)将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（※1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。

初診日：2025/4/15为例

经过60天当天：2025/6/13

经过60天当天的月份的月末：2025/6/30

2025/4/15～2025/6/30の治療費用が支払対象

（※2）保険期間开始前出現の疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但，保険期間开始后满2年（保険期間が1年以下且將其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）

（※3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※3)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、肛裂等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2025/4/15のケース

60日を経過した日：2025/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2025/6/30

2025/4/15～2025/6/30の治療がお支払対象

（※2）保険期間の開始時に発症した病气、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

支払金額	負担割合	自己負担額
3	4,380	4
支払金額	負担割合	自己負担額

推荐要点
おすすめポイント

从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償



4 救援人费用等

当学生住院且家人或亲戚前来时。

救援者費用等 学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。另外，学生本人死亡时，我司将支付事故发生或从收容地到住宅的遗体运输费用。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病气にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、搜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や收容地から住宅までの遗体輸送費用をお支払いします。



5 生活用动产

生活用動産

学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免赔额（自付金額）：5000日元 免責金額（自己負担額）：5,000円

※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。

※从自家上学的学生或在亲戚家同住的学生是不能投保。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

6 借用人赔偿责任

借家人賠償責任

在国内，学生本人因火灾及漏水破损等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿任时，支付保险金。关于借用人赔偿责任，东京海上日动不负责谈判交涉。

※从自家上学的学生或在亲戚家同住的学生是不能投保。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

保险类型 ご加入タイプ

D 类型^(※1)

单次事故 日本国内：1 亿日元 日本国外：1 亿日元 为限
1 事故 国内：1 億円 国外：1 億円 限度

100万日元

实际支付的治疗费用
治療費用実費

300万日元

80万日元

500万日元

保険料（卒業までの一括払） 保険費（卒業前の全部保険費一次付清）	保険期限 保険期間	4个月	4ヶ月	7,970 日元
		5个月	5ヶ月	9,410 日元
		6个月	6ヶ月	10,140 日元
		7个月	7ヶ月	10,870 日元
		8个月	8ヶ月	11,580 日元
		9个月	9ヶ月	12,310 日元
		10个月	10ヶ月	13,040 日元
		11个月	11ヶ月	13,760 日元
		1年	1年間	14,480 日元
		2年	2年間	25,340 日元
		3年	3年間	36,230 日元
		4年	4年間	47,080 日元
		5年	5年間	57,940 日元
	6年	6年間	65,180 日元	

（※1）仅限已加入医疗保险者可以加入。

（※2）信息设备内的数据损坏，单次事故以500万日元为限。

（※3）教育研究活动中过程中发生的事故不属于本保险补偿对象，属于学研意外险补偿对象。

（※4）支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满60天之日所属月份的最后一天。

全国被保险人数达到10000人及以上时，上述保险费适用30%的折扣优惠。

保险期限为开始之日的凌晨0时至保险期满之日的下午4时为止。

例）6年期保险为2025年4月1日凌晨0时至2031年4月1日下午4时为止的共6年期间。

保险费为按月计算。如果在月中结束留学，保险截止日仍为次月1日。

例1）留学期限如果为4月1日-5月31日，则保险期限为4月1日-6月1日，共需支付2个月的保险费。

例2）留学期限如果为4月15日-5月31日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。

例3）留学期限如果为4月15日-5月15日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。

留学期限超过1年，保险期限不同于上述保险期限时，请单独咨询。

本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别A的人员（未持续性从事工作的学生等）。

持续从事下列职业的人将被归类为B级职业，无法加入。（如果在加入后发现符合此条件，请务必立即与我们联系。）

“汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产者”（以上6类行业）

（※1）健康保険加入者のみご加入できます。

（※2）情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

（※3）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

（※4）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方的人数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。

例）6年間の場合 2025年4月1日午前0時より2031年4月1日午後4時まで6年間の

保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。

例1）留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例2）留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例3）留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなりご加入いただくことができません。

（ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）

「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

参保方法 ご加入方法

从入学到毕业，只办理1次手续！直到毕业都放心！入学から卒業まで、手続きは1回だけ！卒業まで安心！

用智能手机以及电脑，在Web上加入 スマートフォンやPCからのWeb加入

1 连接到小册子封面的QR码

输入小册子等处记载的网址，也可以从电脑连接。

①/パンフ表紙のQRコードでサイトへアクセス
パンフ等に記載されたURLを入力することで、PCからのアクセスも可能です。

2 事先登录

事先登录需要邮箱。

②事前登録
事前登録にはメールアドレスが必要。

3 输入加入内容

③加入内容の入力

4 选择加入类型

④加入タイプの選択

5 选择便利店

⑤コンビニの選択

6 在便利店支付保险费

便利店的支付手续费由加入者负担。

⑥コンビニで保険料振込
コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ 无法在网页上加入时▶在邮局申请

※ Web加入が出来ない場合▶郵便局でのお申込み

1 根据手册选择合适的补偿内容。

保险期限不可选。毕业前的全部保险费一次付清。

①/パンフ表紙のQRコードでサイトへアクセス

パンフ等に記載されたURLを入力することで、PCからのアクセスも可能です。

保険期間は選べません。卒業まで一括払いです。

2 确认保险费，在所附《付款处理单》中填写必要事项。

尽量工整地用细字体填写，以免遗漏。“汇款受理票”上还需有加入依赖书。请务必按例填写。

保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。

漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。

「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。

3 通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。

完成汇款手续，即完成参保申请。还有，汇款手续费由汇款人负担。

③/コンビニで保険料振込

ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は振込人負担です。

参保手续完成后，约2个月左右可以收到参保证。

无论是否收到参保证，在补偿开始日之后发生的事故都将获得补偿，敬请放心。参保证寄达前，请妥善保管回执。* 参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。

加入手続き後、2ヶ月後を目途に加入者証をお届け。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。

※ 二维码是(株)DENSO WAVEの注册商标。 ※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ 因失误多汇入的保险费(新規申請、変更)、退还时的汇款手续费由收款人承担。如退还保险费低于转账手续费，将无法退还该费用，敬请谅解。

※ 誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合(新規申込、変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料＜振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご注意ください。

重要事項説明

【合同概要及提醒注意事項】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

致综合生活保険
（児童総合补偿）参保人员
総合生活保険
（こども総合補償）
にご加入いただく皆様へ

以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※ 如果被保险人为您的亲属等其他人员，请向所有被保险人说明本内容。

※ 如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的谘询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【标记意义】 【マークのご説明】	合同概要 有关保险产品内容的事项	提醒注意事項 参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项
契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項		注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保険为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校學生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保険の加入条件为被保険者は保單持有人組織の成員等。有关被保険人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保険人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险入或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同^{*1}，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等^{*2}。

● 个人赔偿责任补偿特别条款 ● 租戶赔偿责任补偿特别条款 ● 住宅内生活动产特别条款 ● 救助者費用等补偿特别条款 ● 医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保険（児童総合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动（以下称“本公司”。）以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为独居等原因而导致被保険人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保険中の保険金額需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的确定方法与支付方法等

(1) 保险费的确定方法
保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

(2) 保险费的支付方法
关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满返还金与保单红利

本保険无期满返还和保单红利。

1 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国际教育支援協会をご契約者とし、（公財）日本国际教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等

は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

● 個人賠償責任補償特約 ● 借家人賠償責任補償特約 ● 住宅内生活用動産特約 ● 救援者費用等補償特約 ● 医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 参保时注意事项 ご加入時におけるご注意事項

1 告知义务

参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事項），请准确填写（本公司代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事項中隱瞞事實，保險公司有可能解除保險合同或不予以支付保險金。

※ 告知事項暨通知事項中标有☆标记。关于通知事項，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事項同样为告知事項。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項暨通知事項

● 如果被保險人本人從事工作，则需要告知所从事的职业、职务等^{*1}

● 被保險人本人所参保的公共医疗保險制度^{*2}

★：告知事項

● 被保險人本人出生日期

● 如果还签订了其他保险合同等^{*3}，则需要告知其他保险合同的内容

*1 包括由无职业状态变为有职业状态或由有职业状态变为无职业状态。

*2 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事項暨通知事項（☆）。

*3 是指除本保險以外另行签订的、与本保險全部或部分支付責任相重合的保險合同或共濟合同。如果存在其他保險合同等，因該其他保險合同的内容不同，可能存在本公司无法承保的情况。

2 犹豫期

该保險无犹豫期。

3 死亡保險金領取人

在综合生活保險（児童総合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保險金領取人，请务必取得被保險人的同意（如未指定死亡保險金領取人，死亡保險金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则参保合同无效。

如果需要指定特定人员为死亡保險金領取人，请向被保險人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保險金領取人，烦请与手册等相关资料中所记载的谘询处联系。

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、

III 参保后的注意事项 ご加入後におけるご注意事項

1 通知义务等

[通知事項]

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事項）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的谘询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事項也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事項。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务 [告知事項・通知事項一覧]”，确认各个承保产品的通知事項。

[其他需通知事項]

● 所有产品通用事項

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的谘询处。

● 租戶賠償責任补偿特别条款

被保險人住址发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的谘询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保險期間内，保險人如果失去了本保險合同的加入条件时，需要办理退保手續。但至保險期間結束為止，繼續接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的谘询处联系。

参保内容变更后未滿1个月时，如果提出理賠申請，請同時通知手册等相关资料中记载的谘询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

如需解除保險合同，請通知手册等相关资料中記載的谘詢處。

・ 本公司将根据参保内容及合同解除条件，按照本公司规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付^{*1}尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险费金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

・ 退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人支付的保险费扣除已承担责任期间^{*2}按月计算保险费后所得数额。

・ 在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

*1 可能会在合同解除日之后通知支付。

*2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3 被保險人申請解除合同

在综合生活保險（児童総合补偿），根据保險对象的申請，有可以解除关于

告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

● 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}

● 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★：告知事項

● 保険の対象となる方ご本人の生年月日

● 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保險金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保險金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保險金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保險金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保險金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

其保險対象补偿の制度。关于制度及手續的詳細內容，請与宣传册等上所記載的谘詢處联系。另外，关于本内容，请您与为本保險对象的所有人说明。

4 期满时

[保險期滿后限制續約的規定]

● 根据理赔情况以及年齡等条件，本公司可能不再予以续約，或对承保条件作出限制。

● 如果本公司修改普通保險條款、特別條款或承保相關規定，則續約后的补偿办法将以續約日之时的規定內容為準。其結果可能導致續約后补偿內容等發生變更，或無法續約。

[更新后合同的保險費]

每个商品的保險費是根据更新日当前的保險費率等因素进行計算。因此，該商品在更新后的保險費可能会与更新前的保險費不同。

[确认保險金申請遺漏]

如決定續簽，請确认之前的保險合同是否存在遺漏的保險金索賠申請。

如有索賠遺漏或有任何疑問，請立即联系宣传册等所記載的谘詢處。另外，宣传册等所記載的內容是本年度合同更新后的賠償內容。請注意，与合同更新前的賠償內容可能有所不同。

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記

「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

● すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

● 借家人賠償責任補償特約

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約（注1）	手術保険金	以治疗为目的，接受了属于公共医疗保险制度中的医科诊疗报酬点数表所列举的手术费计算对象中的手术＊1或先进医疗＊2的规定手术时 ▶住院保险金日額の10倍（住院期间的手术）或5倍（非住院期间的手术）金額为保险金支付金額。但，单次事故仅限自事故发生日起含当天在内180天以内接受的1次手术。＊3 ＊1 伤口处理、拔牙等有些手术不在保险支付范围内。 ＊2 “先进医疗”是指公共医疗保险制度规定的评估疗养中，厚生劳动大臣指定的先进医疗（仅限在符合厚生劳动大臣针对各项先进医疗所定设施标准的医院或诊所等医疗机构内接受的治疗。）。(详细情况请查阅厚生劳动省官方网站。)。另，截至接受疗养之日，已经成为公共医疗保险制度给付对象的疗养不视为先进医疗（在保险期间内先进医疗的内容有变动的可能性。）。) ＊3 如果因单次事故所致伤害而接受了住院治疗与非住院治疗两种情况的手术，则保险金仅支付住院保险金日額の10倍金額。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払します。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。) ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・因被保険人の故意や重大过失所致伤害 ・因保险金领取人の故意や重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金額部分） ・因被保険人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・无驾照行驶，酒后驾驶时所受的伤 ・脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等
	门诊保险金	因需要医生等的治疗而自事故发生日起含当天在内的180天以内接受门诊治疗（含上门诊疗。）时 ▶门诊保险金日額乘以门诊天数（实际天数）所得金額为保险金支付金額。但，自事故发生日起含当天在内满180天后的门诊治疗，不予支付。另，单次事故予以支付保险金的“门诊天数”最多不超过90天。 ※门诊保险金如果重复，则不予支付。另，支付门诊保险金期间，如果受到其他伤害，不予重复支付门诊保险金。 ※没有继续接受门诊治疗，但因医生治疗等原因而为规定的部位＊1长时间以石膏固定的天数也包含在「门诊的天数」内。 ＊1 指石膏、石膏托、半石膏托、夹板、夹板固定、上夹板 外固定器 PTB石膏、PTB支具、线夹板等Hello best。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛兽取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

(注1) 被保険人在所就读学校的管理下＊1 因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤＊2 时，本公司予以支付保险金。

＊1 在学校的管理下是指下列情况。

①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间

②在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。

③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

＊2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒＊3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知照。

＊3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下＊1 外 急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払します。

＊1 学校的管理下とは、次に掲げる間をいいます。

①学校等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

＊3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約（注2）	医疗费用补偿特别条款（注2）	投保人在保险期间内因生病或受伤而在日本住院或门诊治疗时 ▶本合同将支付被保险人所负担的部分负担金＊1。但，因同一疾病或伤害（含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。）而住院＊2或接受门诊治疗＊3 时，则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起（包括当天）满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金額。 ※基于医生处方，在药店（即医院外药店）支付的药费也在保险金支付范围内。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※被保険人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※如果已经接受了下列任一给付等，则支付保险金时将从不被保險人所负担的金額中扣除该给付等的金額。 ●对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高額疗养费 ●依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规，对于支付了部分负担费用的被保險人，应该在相当于该已支付的部分负担费用的金額范围内予以给付的部分（即“附加给付”＊4） ●第三方针对被保險人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ●为补偿被保險人所遭受的损害而进行的其他给付（相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。） ＊1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金、相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担額。事后发生退还金等情况时，将从本人负担金額里扣除。 ＊2 出院后，如果在包括当天在内满180天之日后的第二天以后再次住院，则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。 ＊3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗，则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。 ＊4 附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定，针对支付了部分负担金的人员，在该金額范围内予以支付的额外给付。 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払します。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・地震、火山喷发或由此引发的海啸所导致的疾病住院或门诊治疗 ・因被保險人の故意や重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・因保险金领取人の故意や重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗（该保险金领取人本应领取的金額部分） ・因被保險人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・无驾照行驶，酒后驾驶时受伤或生病，而导致住院或接受门诊治疗 ・保险对象人产生的精神性障碍，智力障碍，人格障碍，酒精中毒及药物依赖等精神障碍＊1 为原因而住院或接受门诊治疗 ・因使用毒品，大麻，鸦片，兴奋剂，危险药品，稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗 ・因先天性疾病＊2，住院或者去医院 ・因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养の给付」等的支付对象时，不适用本规定。 ・因痔疮、肛裂或肛瘻而住院或接受门诊治疗 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤而住院或到医院就诊 ・为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 ・因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 ・持续本合同的最初的保险合同（称首年度合同）开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或者接受门诊治疗＊3 等 ＊1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。 ＊2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。 ＊3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害，自首年度合同的保险期限开始时起满1年（如保险合同的保险期限超过1年，则此处为2年。）后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。
	治疗费用保险金	治療費用保険金	治療費用保険金

(注2) 搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条款（医疗费用补偿专用）。

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋本人のみ補償特約(B)＋受託品等不承担特約	在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）※1 而须承担法律损害赔偿责任时。 ● 因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故 ※ 关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人賠償責任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担賠償責任的情况。 ● 被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※ 学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人賠償責任保险对象，也包括由学生本人的监护人、其他法定监督义务人及代理监督义务人来承担賠償責任的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关的事故。）。 ▶ 1 关于事故，将保险金額※2 为限額，支付保險金。 ※ 仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。 ※ 请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况或者被视为保险对象者没有損害賠償責任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。 ※ 在由其他保險契約或者共済契約来支付保險金或互助金的情况下，保險金可能会被扣除。 ※ 除了所记载的保險金以外，关于发生事故时产生的各种费用也有可能获得支付保險賠償。 ※ 如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保險契約的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。	・因保单持有人或被保險人（受委托物品相关賠償責任补偿条款包括其同居亲属。）等人员的故意所致損害 ・因地震、火山噴发或因此而导致的海嘯所致損害 ・因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的損害賠償責任（工作所致損害賠償責任※1）导致被保險人遭到的損害 ・被保險人及其同居亲属的損害賠償責任导致被保險人遭到的損害 ・因与第三方之间的特别约定而加重的損害賠償責任所导致的被保險人遭到的損害 ・因损坏了借用的財物而对其所有人負有的損害賠償責任所导致被保險人遭到的損害（在受委托物品相关賠償責任补偿条款中则属于支付对象。） ・因神经錯乱所致損害賠償責任而导致的被保險人遭到的損害 ・因持有、使用、管理 飞机、船舶、車輛※2※3 或枪械（空气枪除外。）所致損害賠償責任所导致的被保險人遭到的損害 <仅受委托物品相关賠償責任补偿条款> ・因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的損害賠償責任所导致的被保險人遭到的損害 ・致使受委托物品无法使用而产生的損害賠償責任（收益減少等）所导致的被保險人遭到的損害 ・因被保險人打鬥行為、自杀行為或犯罪行為所致損害 ・因无照駕駛、吸毒后駕駛、酒后駕駛期間發生的事故所致損害 ・因扣押、征用、沒收、破壞等国家或地方政府行使公權力而导致的損害 ・因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的損害 ・因自然消耗或生锈、发霉等原因所致損害 ・擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的損害 ・因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的損害 ・因电力或机械事故而导致的損害 ・因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盜。）而导致的損害
	※1 被保險人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导※4 过程中发生的事故所导致的損害賠償責任除外。 ※2 駕駛的高尔夫球车本身的损坏等不在补偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。 ※3 受委托物品相关賠償責任补偿条款中，因持有、使用或管理車輛而产生的損害賠償責任所导致的被保險人遭到的損害，属于支付范围内。 ※4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区域内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	※1 投保人在国内托管的財物（受托物），在国内外的住宅内保管或在住宅外临时管理时发生损坏或盗窃导致对托管物享有合法权益人承担法律上的損害賠償責任的情况，将支付相应的保險金作为損失額（損害賠償責任的金額）。但，賠償金額將限制在时价值的3 倍以上。（关于托管物的賠償責任补偿条款）以下情况不适用于賠償范围。 ・汽车（包括高尔夫球车）・自行车、船只等・冲浪板、遥控模型・无人机・手机、智能手机、移动Wi-Fi・路由器等・隐形眼镜、眼镜等・票据及其他有价証券等・信用卡、手稿、设计图、账簿等・商品、产品及设备、什物・动物、植物等生物・乘车券、货币等・贵金属、宝石、美术品等	・因保单持有人、被保險人等人员的故意或重大过失所致損害 ・因保險金領取人的故意或重大过失所致損害（此人应領取的金額部分） ・因地震、火山噴发或因此而导致的海嘯所致損害 ・因被保險人打鬥行為、自杀行為或犯罪行為所致損害 ・因无駕照行使、酒后駕駛時所發生的事故而产生的損害 ・因妊娠、分娩、早产或流产所致損害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保險金的伤害而进行的处置除外。）所致損害 ・因使用冰镐等登山工具登山、駕駛懸挂式滑翔机等危險運動期間發生的事故而导致的損害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的損害 ・此契約继续签署下来的最初的保險契約（称之为首年度契約。）的保險開始の時点、已持有的疾病而住院時※1
	※1 首年度契約的保險開始の時点，已持有的疾病而在首年度契約的保險開始日起经过1 年（保險期間超过1 年的契約時，为2 年。）后开始住院的，作为保險金的支付对象。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覺所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保險契約（初年度契約といえます。）の保險始期時点で、既に被っている病気になる入院※1
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）※1 を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保險の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保險の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。 ▶ 1 事故について保險金額※2 を限度に保險金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保險の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保險金以外に事故時に発生する様々な費用について保險金をお支払いする場合があります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	※1 保險の対象となる方が国内で受託した財物（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盜取されたことにより、受託品について正当な權利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保險金をお支払します。ただし、損害額は時価額※3 を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型・ドローン・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・商品・製品や設備・什器（じゅうき） ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等	※1 被保險人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导※4 过程中发生的事故所导致的損害賠償責任除外。 ※2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となります。 ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	在保险期间内，国内外发生下列事由，导致投保人或其亲属等需要承担前往现场的搜救费、交通费、住宿费等情况时。 ● 投保人所搭乘的 飞机，船舶失踪，或者遭难的情况时。 ● 通过官方机构得知突然偶发的外部事故导致被保險人处于生死不明或需要展开紧急搜查和救助工作的状态 ● 被保險人因在所居住住宅外遭遇突然偶发的外部事故而受伤后，自事故发生日起（含当天）180 天以内死亡或连续住院3 天以上 ● 因疾病导致死亡，或在保險期間内发病并因疾病连续住院3 天以上时（但仅限于在責任期間内开始住院的情况）。	・因保单持有人、被保險人等人员的故意或重大过失所致損害 ・因保險金領取人的故意或重大过失所致損害（此人应領取的金額部分） ・因地震、火山噴发或因此而导致的海嘯所致損害 ・因被保險人打鬥行為、自杀行為或犯罪行為所致損害 ・因无駕照行使、酒后駕駛時所發生的事故而产生的損害 ・因妊娠、分娩、早产或流产所致損害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保險金的伤害而进行的处置除外。）所致損害 ・因使用冰镐等登山工具登山、駕駛懸挂式滑翔机等危險運動期間發生的事故而导致的損害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的損害 ・此契約继续签署下来的最初的保險契約（称之为首年度契約。）的保險開始の時点、已持有的疾病而住院時※1
	▶ 单次事故以保險金額为限度支付保險金。 ※ 如果其他保險合同或共済合同已经支付保險金或共済金，本公司可能減額支付保險金。 ※ 被保險人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保險合同，可能出现补偿重复的情况。參保前請仔細确认补偿内容。	※1 首年度契約的保險開始の時点，已持有的疾病而在首年度契約的保險開始日起经过1 年（保險期間超过1 年的契約時，为2 年。）后开始住院的，作为保險金の支付对象。
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	国内外において保險期間中に生じた以下のような事由により、保險の対象となる方またはその親族等が搜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ● 保險の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保險の対象となる方が遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保險の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索、救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保險の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保險の対象となる方が事故の日からその日を含めて180 日以内に死亡または継続して3 日以上入院した場合 ● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	▶ 1 事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	▶ 1 事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	▶ 1 事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	▶ 1 事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
	▶ 1 事故について保險金額を限度に保險金をお支払いします。 ※ 他の保險契約または共済契約から保險金または共済金が支払われた場合には、保險金が差し引かれることがあります。 ※ 保險の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保險契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、沒收、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外觀上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盜難を含みます。）に起因する損害
关于个人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B)＋只限本人补偿特約(B)＋受人委托品等不承担特約	● 疾病により死亡、または保險期間中に発病し疾病のため継続して3 日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。）	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	租戸賠償責任补偿特別条款	因日本国内租住房屋＊1の事故而导致租户对房东负有法律法规的损害赔偿赔偿责任时 ▶针对单次事故支付保险金时，设有保险金金额限度。 ※本公司不负责进行和解谈判。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能会减额支付保险金。 ※除所记载的保险金以外，本公司可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ＊1 如果曾经搬家，则指搬家后新的租住房屋。 ※关于租借人赔偿责任的保险对象，学生本人为未成年人或是没有责任能力的人时，包括学生本人的亲权人，其他法定的监督义务人及代理监督义务人（只限学生本人的亲属。）也在保险对象内。（只限关于学生本人的事故。）。	・因保单持有人或被保险人等人员故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因精神错乱所致损害 ・因租住房屋的改建、扩建、拆除等施工原因所致损害 ・因与租住房屋房东之间的特别约定而加重的损害赔偿赔偿责任而导致的被保险人遭受的损害 ・因将租住房屋退还给房东后发现的租住房屋的损坏而产生的损害赔偿赔偿责任导致被保险人遭受的损害 等
	分变更特別条款＋租戸賠償責任补偿特別条款部	国内における借用戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共济契約から保険金または共济金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方を含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

本手册为您介绍综合生活保险（儿童综合补偿）概要。参保时，请务必仔细阅读《重要事项说明》。如有不明之处，请与小册子等记载的咨询处联系。
このパンフレットは総合生活保険（子ども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。